

2022信毎諏訪湖レガッタ
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（改正版）

本ガイドラインは、現状を踏まえ関係諸機関のガイドライン等の情報を用いて作成しており、大会主催者として、最大限安全に配慮して運営を行いますが、大会に関わるすべての方の新型コロナウイルスへの感染に対して、いかなる場合においても責任を負いかねますので、予めご了承ください。

1 基本方針

- (1) 大会参加者（選手・監督）及び大会運営スタッフ並びに大会開催地の住民の生命、健康の安全を最優先とし、大会開催に係る感染リスクに対し必要な対策を講じるものとする。
- (2) 大会開催にあたっては、大会に関わる全ての者が本ガイドライン及び「新しい生活様式（厚生労働省）」に基づく感染症対策を実践する。
- (3) 無観客開催とする。

2 大会の新型コロナウイルス感染症に係る開催可否判断時期及び判断基準

大会開催は、以下の(1)～(4)の要件を総合的に評価し、開催2週間前を目途に主催者がその可否を判断する。この決定については、決定した2日後までに大会ホームページ（長野県ボート協会 HP）にて公表するものとする。ただし開催決定後であっても、全国的な感染拡大が認められた場合には大会中止とする場合もある。

- (1) 全国的に緊急事態宣言が発出された状況にないこと。
- (2) 開催自治体（長野県下諏訪町）において、イベントの開催及び施設利用が認められており、都道府県間の移動制限がないこと。
- (3) 緊急事態宣言等による参加辞退があった場合であっても一定以上の参加が見込まれること。
- (4) その他、大会長が感染リスクが急速に増大している状況でないと認めるとき。

3 大会規模の変更について

主催者は感染症対策のため、参加クルー数・競技種数・レース距離・競技日程の短縮等、大会規模の縮小を行う場合がある。

また、代表者会議、レース結果発表等はオンラインで行う。

4 大会参加者及び大会主催者（運営スタッフ）の遵守事項

大会関係者は以下を遵守すること。

- (1) 所在する都道府県において緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が発出された大会出場者は、該当都道府県の移動制限等の対策方針に従うとともに、大会参加につい

て所属長等の責任者に承諾を得ること。

- (2) 選手、役員ともに、当日を含め2週間に以下に示す症状が一つでも該当する場合は、参加は認められない。該当者は会場入りせず、速やかにその旨を主催者に報告すること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 平熱を超える発熱がある場合<input type="checkbox"/> 咳、のどの痛みなどの風邪症状がある場合<input type="checkbox"/> だるさ、息苦しさを感ずる場合<input type="checkbox"/> 味覚、嗅覚の異常を感ずる場合<input type="checkbox"/> 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症と診断された者との濃厚接触が明らかな場合 |
|--|

- (3) 選手、役員ともに、大会2週間前～大会前までの「健康チェックシート」を記載し、大会会場入り初日に競技本部へ提出すること。大会期間中は毎朝「健康チェックシート」に記録し、競技本部へ提出すること。
- (4) レース以外では原則としてマスクを着用すること。ただし、熱中症予防のため、屋外で2m以上の間隔が確保できる場合は、適宜マスクを外し、休憩を取り、水分補給を行うこと。
- (5) 大会期間中、こまめな手指消毒または手洗いを実施すること。消毒液、拭き取り用の布やペーパータオル、ごみ袋は各自の責任で用意すること。
- (6) エルゴルームは使用禁止とする。
- (7) ソーシャルディスタンスの確保に努めること。特に、棧橋、湖岸、大会受付、掲示板等の前で密にならないよう注意すること。
- (8) 伴走は、徒歩・自転車とも禁止し、水上出場選手及び陸上活動選手に向けての大声での声援は行わない。
- (9) 大会関係者は、大会終了後14日以内に新型コロナウイルスに感染した場合、速やかに主催者にその旨を報告すること。
- (10) できる限り新型コロナウイルスワクチンを接種すること。摂取の有無にかかわらずPCR検査を推奨する。
- (11) 体調不良の場合は誹謗中傷を恐れずに医療機関に連絡をして受診をすること。
- (12) 当日の体温が平熱より1度高いまたは37.5度以上だった場合、その他新型コロナウイルス感染症が疑われる症状があった場合、参加は認められない。該当者及び濃厚接触者は会場入りせず、速やかに報告すること。

連絡先：下諏訪体育館（火曜日休館）：電話 0266-27-1455

5 本ガイドライン周知等

主催者は、本ガイドラインについて大会関係者に文書で通知するとともに、必要に応じ長野県ボート協会ホームページへの掲載、メール等により事前周知する。